新	ІВ
第14条(取引最終日) お客様が次の各号の事由のいずれかに該当しているとトレジャーネットが判断した場合、トレジャーネットは取引最終日にかかわらず、お客さまに通知することなく、直ちに、お客さまの計算において当該建玉の反対売買を行えるものとします。 決済の結果、不足金が生じた場合、お客様は直ちにトレジャーネットに対して残債務の弁済を行うものとします。 1. お客様が海外に居住していることが判明した場合。 2. トレジャーネットよりお客様に連絡の取れない状態が続き、建玉管理の観点から、問題が生じるとトレジャーネットが判断した場合。 3. お客様が死亡したことが判明した場合。 4. お客様が意思能力を失い回復の見込みがないと判断する相当な事由が判明した場合。	第14条(取引最終日)を追加
以下項番繰り下げ	
1. 本規定は平成 20 年 4 月 7 日より実施する。 2. 本規定は平成 23 年 11 月 1 日より実施する。	1. 本規定は平成 20 年 4 月 7 日より実施する。